

令和7年第4回潟上市議会定例会会議録

○開 会 令和7年12月 2日 午前10:00

○散 会 午前11:33

○出席議員（16名）

1 番 菅原理恵子	3 番 藤原仁美	4 番 戸田俊樹
5 番 佐藤珠樹	6 番 澤井昭二郎	7 番 堀井克見
8 番 藤原典男	9 番 中川光博	10 番 鈴木司
12 番 石井和人	13 番 西村武	14 番 鎧仁志
15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤	17 番 鈴木壮二
18 番 佐藤敏雄		

○欠席議員（1名）

11 番 菅原秀雄

○説明のための出席者

市 長	鈴木雄大	副 市 長	鎌田雅人
教 育 長	吉原慎一	総 務 部 長	古仲淳
市民生活部長	菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤佐和子
産業振興部長	古畑範行	建 設 部 長	佐々木渉
教 育 部 長	伊藤強	総 務 課 長	浅野幸一
企画政策課長	石井恵子	財 政 課 長	内田倫雄
地域づくり課長	渡会満	健康長寿課長	渋谷比奈子
子育て応援課長	金美妃	農林水産振興課長	伊藤充
教育総務課長	菅原摂	教 育 監	佐々木達也
文化スポーツ課長	畠山ひとみ		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	安田秀樹	議会事務局次長	澁谷睦子
--------	------	---------	------

令和 7 年第 4 回潟上市議会定例会日程表（第 1 号）

令和 7 年 1 2 月 2 日（1 日目）午前 1 0 時 0 0 分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 承認第 7 号 専決処分の承認について（令和 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号）を定めること）
- 日程第 6 議案第 6 8 号 潟上市火葬場設置条例（案）について
- 日程第 7 議案第 6 9 号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 7 0 号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 7 1 号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条（案）について
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 潟上市職員等の旅費に関する条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 潟上市公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 火葬場に係る事務の委託について
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 火葬場に係る事務の委託について
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 令和 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 8 2 号 令和 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 0 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 令和 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 8 4 号 令和 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 8 5 号 令和 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 8 6 号 令和 7 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 8 7 号 令和 7 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 6 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 7 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 8 陳情第 1 0 号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
- 日程第 2 9 陳情第 1 1 号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情
- 日程第 3 0 陳情第 1 3 号 国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書
- 日程第 3 1 陳情第 1 4 号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情

午前 10 時 00 分 開会

○議長（佐藤敏雄） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

なお、11番菅原秀雄議員からは欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1 会議録署名議員の指名】

○議長（佐藤敏雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番堀井克見議員、8番藤原典男議員を指名します。

【日程第2 会期の決定】

○議長（佐藤敏雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの17日間に決定しました。

【日程第3 諸般の報告】

○議長（佐藤敏雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配布したとおりであり、朗読、説明は省略いたします。

【議会運営委員会の報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、議会運営委員会委員長からの報告を行います。13番西村議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村武） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は11月25日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として総務部長、総務課長、財政課長の出席の下に開催してお

ります。

11月28日に、一般質問、陳情の取扱い等のほか、議事日程及び議案等の付託を議題として協議しております。

本定例会の運営についてご報告いたします。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、10日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会において詳細に審査する予定です。

また、最終日の午前10時、特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。午後1時30分から本会議を開催する予定です。

予算以外の議案について、各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

なお、議案第81号は、初日の審議となります。

次に、陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することといたします。

なお、議会運営委員会では、陳情第8号、第9号、第12号、第15号の取扱いにつきましては常任委員会へ付託せずに、全議員に配布のみとすることといたしましたので、よろしくお願いいたします。後ほど、ご確認ください。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については9名の通告者がありましたので、抽選の結果12月8日、月曜日、1番目に8番藤原典男議員、2番目に1番菅原理恵子議員、3番目に12番石井和人議員、4番目に16番伊勢潤議員、5番目に5番佐藤珠樹議員、12月9日、火曜日の1番目に3番藤原仁美議員、2番目に10番鈴木司議員、3番目に17番鈴木壮二議員、4番目に14番鑑仁志議員となっておりますので、よろしくお願いいたします。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月10日、水曜日の特別委員会全体会終了後からの開会となります。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤敏雄） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4 行政報告】

○議長（佐藤敏雄） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、クマ対策について申し上げます。

本県では今年度、クマの出没が多発し、11月15日現在で目撃件数が1万2,000件以上、捕獲頭数が2,000頭を超えている状況となっており、本市においても、11月30日現在、目撃件数が348件、捕獲頭数が22頭と、過去最多であった令和5年度を大幅に上回っております。

クマの出没が市街地まで及んでおり、日常生活に深刻な影響が生じていることから、鳥獣被害対策実施隊、県及び警察などの関係機関と連携を強化し、引き続きクマによる被害の防止と市民の安全確保に向けた対策を講じてまいります。

なお、連日のクマの出没事例の増加を受け、喫緊の安全対策が必要であるものと判断し、11月7日には捕獲器の購入等に係るクマ対策関係予算を専決処分しております。

次に、市制施行20周年記念式典について申し上げます。

11月9日、市民センター「かたりあん」を会場に、潟上市市制施行20周年記念式典を挙行し、令和元年以来6年ぶりとなる表彰のほか、記念講演を実施いたしました。

第1部の記念式典においては、長年にわたり本市の各分野の進展に多大なるご尽力を賜りました功労者3名に対し功績を顕彰するとともに、日頃より卓越した実践的活動を継続されている3団体に対し深甚なる感謝の意を表しました。

また、第2部の記念講演では、キャスター・ジャーナリストである安藤優子氏を講師

としてお招きし、「報道の現場から見る日本」と題し、ご講演いただきました。

安藤氏の長きにわたる取材の経験と貴重なエピソードが惜しみなく披露され、多くの来場者が歴史や社会に対する新たな視点や学びを得るきっかけとなりました。

本式典は、本市の20年の歩みを改めて顧みて、本市の魅力を広く内外に発信し、将来の更なる飛躍を図るための非常に重要な機会であり、ここに受賞者の皆様に改めて祝意を表しますとともに、ご多用中にもかかわらずご臨席を賜りました議員各位並びに関係各位に厚く御礼申し上げます。

次に、NHK番組の公開収録について申し上げます。

11月1日・2日、NHK秋田放送局と潟上市の共催による、潟上市市制施行20周年記念事業として、NHK教育テレビジョンの子ども向け番組「ノージーのひらめき工房」の公開収録が市民センター「かたりあん」を会場に行われました。

事前の観覧に応募し当選したご家族など102組354名が公開収録に参加し、本市や秋田県にゆかりのある題材による工作ショーをお楽しみいただきました。

次に、ごみ処理広域化について申し上げます。

ごみ処理広域化につきましては、これまで秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会において協議を進めてまいりましたが、8月下旬に由利本荘市から、当ブロック広域化協議会への参加依頼がありました。

これを受け、11月20日に開催しました臨時協議会において、由利本荘市の協議会への参加について協議し、「現行のスケジュールに遅れが生じないこと」「ごみ量が増えても建設が可能であること」を確認したほか、由利本荘市が参加することで、全自治体がスケールメリットを得ることが明らかとなったことから、由利本荘市の協議会参加を承認したところであります。

今後は、由利本荘市を含め構成する8自治体で、ごみ処理広域化に向け取り組んでいくこととしております。

次に、消防広域化について申し上げます。

男鹿地区消防一部事務組合と湖東地区行政一部事務組合を構成する5市町村において、10月から11月にかけて臨時議会が開催され、新組合の設立、現組合の解散、現組合規約の一部改正及び財産処分に関する議案が、それぞれの議会で可決されました。

これを受け、11月25日にサンルーラル大潟において男鹿潟上南秋消防組合設立に関する協議書調印式を開催し、新組合の設立について正式に合意いたしました。

現在は、秋田県知事に対し新組合設立の許可申請を提出し、年内には許可を得られる見込みとなっており、本定例会には、新消防本部の運用開始のために必要な関係予算を提出しております。

令和8年1月1日の新組合設立、4月1日からの運用開始に向けて、今後も関係機関と密接に連携しながら、必要な準備を着実に進めてまいります。

次に、火葬場の運営について申し上げます。

湖東地区行政一部事務組合が所掌する火葬場に関する事務が同組合の解散に伴い今年度末をもって終了することを受け、本市、八郎潟町及び井川町により協議を行った結果、令和8年度からは、本市が同組合から火葬場に関する事務及び財産を承継するとともに、八郎潟町及び井川町から火葬場に関する事務の委託を受けることといたしました。

本定例会には、令和8年度以降の火葬場の運営に向け、火葬場設置条例案及び事務の委託の議案を提出しております。

次に、「すぱ一く天王」室内ゲートボール場の無償譲渡について申し上げます。

高齢者の健康増進や生きがいつくりなどを目的として建設され、これまで潟上市社会福祉協議会が管理してきた「すぱ一く天王」室内ゲートボール場につきましては、県内、市内スポーツ団体による利用が増加し、施設の用途に変化が見られる状況となっており、これを踏まえ同協議会から本市に対し、当該施設の無償譲渡の申出がありました。

無償譲渡を受けた後、本市においては「すぱ一く天王」を体育施設として位置付け、引き続き市民の利用に供することとするため、本定例会に関係条例の改正案を提出しております。

次に、プラザの湯について申し上げます。

昭和デイサービスセンターにおける一般入浴事業「プラザの湯」を運営する民間事業者の公募を昨年と今年の2回実施しましたが、いずれも応募がなく、施設の老朽化に伴い必要とされる改修費用や物価高騰による光熱水費の増加により、市直営での運営継続は困難と判断し、令和8年3月をもって一般入浴事業「プラザの湯」を廃止するための手続を進めてまいります。

なお、この方針については11月20日、市民センター昭和館で開催した報告会において説明し、市民23人にご参加いただき、ご理解をいただいております。

次に、追分保育園の民営化について申し上げます。

9月から市と選定法人「社会福祉法人 風の遊育舎」の二者で協議を進めてまいりま

したが、11月27日には、保護者13人の参加の下、保護者・市・選定法人の三者による協議の場を設け、移管に当たっての園児に対する配慮や継承する保育内容等について意見交換を行いました。

保護者のご理解をいただきながら、民間事業者による運営への移行が円滑に実施するよう、引き続き三者で協議を重ねてまいります。

次に、ふるさと納税の寄附状況について申し上げます。

本市のふるさと納税の寄附申込額は、10月末時点で13億3,000万円に上り、前年同期比約33倍と非常に好調に推移しております。

このペースが継続した場合、改めて関係予算の提出が必要となることも見込まれるため、今後の寄附の動向を慎重に見極めるとともに、引き続きふるさと納税による更なる寄附拡大に努めてまいります。

次に、包括連携協定について申し上げます。

10月8日、潟上市と中央大学との包括連携に関する協定締結式が行われました。

本協定は、相互の協力関係をより一層強化し、幅広い分野において包括的な連携を推進することにより、地域課題の解決、地域の活性化並びに大学の教育及び研究の充実を図り、地域をはじめとした社会全体の持続的かつ公正な発展に寄与することを目的とし、八つの連携事項を定めております。

本協定に基づき、本市では現在、同学が2027年4月に開学予定の情報農学部（仮称・設置構想中）の現場実践型科目の実施に向けた連携を最初の取組と位置付け、協議を進めているほか、将来的には、学生が実体験を積みながら成長し、本地域にも新たな風を吹き込んでいただけることを期待しております。

次に、令和8年度当初予算編成方針の概要について申し上げます。

本市の財政状況における歳入については、令和7年度は地方税が30億円を超える見通しで、今後数年間はおおむね横ばいを見込んでいる一方、普通交付税は国税や地方財政計画の影響、人口減少等により徐々に減少していくものと予想しております。

歳出については、給与改定などによる人件費の増、少子化対策や高齢化に伴う社会保障関係経費の伸びによる扶助費の増を見込んでいるほか、物価高騰やデジタル化の影響により、物件費の削減が難しい状況があり、令和8年度以降においても厳しい状況が続くものと予想しております。

しかしながら、令和8年度を始期とする第3次潟上市総合計画及びその重点プロジェ

クトである「進化する潟上」、3つの力の創造並びに次期潟上市総合戦略に基づいた諸施策を着実に推進するため、「稼げる力」「支える力」「考える力」の三つの力を政策の柱に据え、優先的、重点的に進めるべき施策を定めた重点施策推進方針に基づき、世代を超えた多くの方々が「暮らし続けたい」「暮らして良かった」と実感し、潟上市への愛着心を抱ける、魅力あふれるまちづくりの実現に向け、限られた政策財源の選択と集中を進め、予算編成に取り組んでまいります。

本定例会には、令和7年度潟上市一般会計補正予算の専決処分の承認、潟上市火葬場設置条例（案）のほか10件の条例案、2件の事務委託、令和7年度潟上市一般会計補正予算（案）2件、各特別会計補正予算（案）5件についての議案を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

【教育行政報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、教育長の教育行政報告を行います。吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、潟上市キャリア・スタート・ウィークについて申し上げます。

この事業は、本市3中学校の2年生全生徒を対象としており、今年度は10月28日から10月31日までの4日間、市内の約70の事業所の協力を得て実施しました。

生徒は職場体験等を通して、自らの将来に夢や希望を抱き、その実現を目指そうとする意欲的な態度やふるさとへの愛着心を向上させることができました。

さらに今年度は、生徒の中から希望者を募り、事業の最終日に秋田県立大学、日本赤十字東北看護大学の2大学を訪問する「キャンパスツアー」を実施しました。これは、勤労体験とともに、中学生が将来、高等教育機関での学びも見据えて、大学について知ることも重要であるとの認識に基づいて計画したものであります。参加した生徒は、大学の雰囲気や特徴を知ることができ、将来の進路選択の参考や進路意識のかん養につながる取組となりました。

次に、クマ被害の防止に向けた対応について申し上げます。

街中へのクマの出没が相次ぎ、市民生活にも大きな影響が出ております。本市の小・中学校においては、児童生徒の登下校時の安全確保のために情報の共有や注意喚起を行うとともに、五城目警察署に対して、児童生徒の登下校時の見守りのためのパトロール

強化を依頼しております。また、登校時は各家庭による送迎を基本として推奨し、下校時は保護者等への引き渡しを指導しております。さらに、各小・中学校へは、県から届けられたクマよけスプレーを配布したところです。

幸い本市では、これまでのところ人身への直接の被害は報告されておりませんが、今後も児童生徒の安全確保を最優先に、できる限りの対策を講じてまいります。

次に、スポーツフェスティバルについて申し上げます。

10月13日スポーツの日、市制施行20周年記念事業の一つとして潟上市スポーツフェスティバル2025を、人工芝の張替工事を終えた鞍掛沼公園多目的広場をメイン会場に開催いたしました。当日は好天に恵まれ、マラソンの部には市内外から290名が参加し、記録チャレンジの長なわとびや玉入れ、ペタンクでは熱戦が繰り広げられました。また、昨年に引き続き本市出身のタレント、安田聖愛さんが司会進行を務め、スペシャルゲストの総合格闘家、桜庭和志さんが会場を盛り上げてくれたほか、食や健康に関するブースを設置し、食育による健康増進の意識啓発や体を見直すイベントを行いました。

次に、音楽祭について申し上げます。

10月18日、市民センター「かたりあん」において、市制施行20周年記念事業第4回秋田・潟上国際音楽祭2025を開催いたしました。

今回は、潟上フェスティバル・ウィンド・オーケストラを結成し、中高生から一般までの有志が演奏を行いました。指揮は昨年に引き続きドイツの著名な音楽家であるレインハルト・ジーハファー氏が務め、本市のために作曲した「Blue Moon」などを演奏し、400人を超える観客を魅了しました。

次に、文化祭について申し上げます。

10月25日と26日の2日間にわたり、市民センター「かたりあん」及び天王館を会場に、市制施行20周年記念事業潟上市文化祭を開催いたしました。

市民参加型ミュージカル「リキノスケと巡る北国の祭り」では、劇団わらび座の指導により練習を重ねてきた市民が出演して完成度の高い舞台を披露し、会場全体が笑顔と歓声に包まれる盛り上がりを見せました。

また、芸能発表では19組の方々が日頃の学びの成果を披露し、作品展示では、小・中学生や各種文化団体の個性豊かで見応えのある作品約900点が展示されました。来場者も約1,900人となり、成功裏に2日間の日程を終えることができました。

以上が、教育関係の行政報告であります。

○議長（佐藤敏雄） これで行政報告を終わります。

【日程第5 承認第7号 専決処分の承認について（令和7年度潟上市一般会計補正予算（第8号）号を定めること）】

○議長（佐藤敏雄） 日程第5、承認第7号 専決処分の承認について（令和7年度潟上市一般会計補正予算（第8号）を定めること）を議題とします。

承認第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

承認第7号 専決処分の承認についてご説明いたします。

本予算は、令和7年度潟上市一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年11月7日に専決処分したものでございます。

はじめに、1、予算の規模でございます。

令和7年度潟上市一般会計補正予算（第8号）の補正予算額は、306万円の追加でございます。

補正予算の財源でございますが、全て一般財源で繰越金でございます。

次に、2、補正予算の内容についてご説明いたします。

6款2項1目鳥獣被害対策事業306万円は、10月以降、連日のようにクマが出没し、日常生活に深刻な影響が出ているため、市民の安全確保に向けた対策を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第7号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第6 議案第68号 潟上市火葬場設置条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第6、議案第68号 潟上市火葬場設置条例（案）についてを議

題とします。

議案第68号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） それでは、説明資料の2ページをお開き願います。

議案第68号 潟上市火葬場設置条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、湖東地区行政一部事務組合から湖東地区斎場を承継し運営するに当たり、火葬場の設置及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、火葬場の名称は、現行の湖東地区斎場を承継することとし、火葬炉及び動物炉の使用料を表のとおり定めるもので、潟上市、八郎潟町及び井川町の住民の使用料金については、現行から変更はありません。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第7 議案第69号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第7、議案第69号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第69号について、当局より提案理由の説明を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

議案第69号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、鳥獣被害対策実施隊員の処遇改善を図るために必要な措置として、当該隊員に支給する報酬等を改めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容でございますが、鳥獣被害対策実施隊設置規則で定める特定鳥獣が出没した際の被害防止対策活動に対する隊員の報酬日額を3,000円から5,000円に改めるほか、捕獲1頭につき1万円、処理1頭につき1万円を新たに支給するための規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男）　市民からは、クマだけでなくイノシシの被害、だいぶ果物とか数万円もやられてるということで、イノシシの駆除もというふうな・・・。

○議長（佐藤敏雄）　あ、藤原議員すいません、関係してる所管の委員だと思うんですけども。

○8番（藤原典男）　あ、そうですか。はい。

○議長（佐藤敏雄）　所管の委員会をお願いいたしたいと思います。

ほかに。13番西村武議員。

○13番（西村武）　今回の改正ですけれども、この3,000円から5,000円、あるいは1万円と。近隣市町村と比較した場合はどのようなになっているのか、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

近隣市町村なんですけれども、結構市町村によって報酬、例えば年額で定めてるところ、日額で定めてるところ、あと時間給で定めてるところ、様々あってちょっと単純に比較するのは難しいんですけれども、例えばわかる範囲ですと、今おそらく各市町村議会で補正予算計上してると思うんですけども、その前の状況、10月時点の状況ですけれども、それで申し上げますと、例えば秋田市ですと日額8,000円、男鹿市が3,000円、あと八郎潟が6,000円とかってなってます、あと五城目とかは時間給だったりとかそういった形になってますので、結構ばらつきが大きいというふうになってます。

○議長（佐藤敏雄）　西村議員よろしいですか。

○13番（西村武）　はい。

○議長（佐藤敏雄）　ほかに質疑ございませんか。10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司）　今の説明の中で、いわゆる各市町村ともその実情に合わせた単価なんだというふうな説明であったと思うんですが、この5,000円という根拠がどこから来てるのか。いわゆる最低賃金法から定めて来ているのか。あるいは時給としてどういうふうな判断の中でやっているのか。その辺の5,000円の根拠について改めて説明をお

願います。

○議長（佐藤敏雄） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回5,000円としましたのは、近隣の市町村で大体4,000円から8,000円くらいというところがひとつで、3,000円ではちょっと安いと判断したことと、あと猟友会さんの方と意見交換しながら、それらも踏まえた上で今回5,000円とさせていただいております。

○議長（佐藤敏雄） 鈴木議員よろしいですか。

○10番（鈴木司） はい。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第8 議案第70号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第10 議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第8、議案第70号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第10、議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第70号から議案第72号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の4ページをお開き願います。

議案第70号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）につきまして一括してご説明いたします。

はじめに、議案第70号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）については、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合（月数）を改定する等のため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、一般職の職員に係る給料表の給料月額の上上げ、

自動車等使用者に対する通勤手当の月額改定、日直手当の支給金額の改定及び期末・勤勉手当の支給月数を改めるものでございます。

なお、今回の改正により、一般職の職員の期末手当の年間合計支給月数は、2.525か月、次の5ページをご覧ください。勤勉手当の年間合計支給月数は、2.125か月となります。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の年間合計支給月数は、1.425か月、勤勉手当の年間合計支給月数は、1.025か月となります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、給料表の改定及び通勤手当月額並びに日直手当の支給額につきましては、令和7年4月1日から適用し、令和7年度の期末・勤勉手当の支給月数につきましては、令和7年12月1日から適用するものでございます。また、令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給月数につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次の6ページをお願いいたします。

議案第71号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）については、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、市長、副市長及び教育長の期末手当について支給月数を0.05か月引き上げ、年間の合計支給月数を3.45か月とするものであります。

なお、この条例は、令和7年度の期末手当の支給月数につきましては公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するものでございます。また、令和8年度以降の期末手当の支給月数については、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次の7ページをお願いします。

議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）については、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給料表を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、会計年度任用職員に係る給料表の給料月額を引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第11 議案第73号 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第11、議案第73号 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第73号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の8ページをお開き願います。

議案第73号 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、災害応急作業等に従事した職員に対する特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、令和6年に発生した能登半島地震を受け、人事院規則が改正され、災害時に応急作業等に従事した職員に対し支給される災害応急作業等手当の運用通知が国から発出されたことから、当該通知の趣旨を踏まえまして、本市においても同様の対応を可能とするため、規定を整備するものでございます。

支給対象となる業務として、災害発生箇所またはその周辺で行う、災害調査、警備、救助等の特に危険な直接的応急作業に従事した場合は日額840円を、国または他の自治体の要請に基づいて被災地へ派遣された際に行う、家屋調査、避難所運営等の応援業務に従事した場合は日額350円を支給するものでございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第１２　議案第７４号　潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第12、議案第74号　潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第74号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強）　それでは、説明資料の9ページをお開き願います。

議案第74号　潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、潟上市社会福祉協議会から屋内ゲートボール場「すば一く天王」が市に譲渡されることから、これを潟上市天王屋内運動場として設置することに関し、必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容についてでございますが、第2条の表に潟上市天王屋内運動場を加え、第7条使用料の別表第8中に同じく潟上市天王屋内運動場を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美）　移管を受けるという理由について、すいません、ご説明をお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強）　ただいまのご質問にお答えいたします。

市長の行政報告の内容にもありましたが、施工当時はゲートボールの種目が主に利用されるものでしたが、現在ではスポーツ少年団の野球やサッカーなどの練習場としても使用されることが多くなり、それで各種スポーツで利用する施設として市へ移管するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） よろしいですか。

○3番（藤原仁美） はい。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第13 議案第75号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第13、議案第75号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第75号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の10ページをお開き願います。

議案第75号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、令和8年3月をもって潟上市昭和デイサービスセンターにおける一般入浴事業（プラザの湯）を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、別表の一般入浴事業及びこれに該当する金額の表記を削除するものでございます。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤珠樹議員。

○5番（佐藤珠樹） 11月20日の説明会に参加させていただきましたが、反対多数で、とても市民の理解を得られたようには感じられなかったんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

当日のご意見ですが、最初に当初の、去年行った説明会のその質問とほぼ同じ質問がまず多かったという印象と、それに対するまず事務局側の説明で、そうだったんだってというような感じで、その後の応答が続かないというか、そこでもう話が終わってしまい、

納得されてるんだらうなというこちら側の感触でございました。で、強く反対するような対案というか、対案も出されませんでしたし、ご意見もなかったというところもあり、こちら側としては、まず一定のご理解を得られた会だったというように捉えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 佐藤議員よろしいですか。

○5番（佐藤珠樹） はい。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第14 議案第76号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第14、議案第76号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第76号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の11ページをお開き願います。

議案第76号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、児童福祉法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、施設職員の虐待等の禁止についての引用条項の整理と、施設利用開始時の健康診断が母子保健法に基づく健康診断等の内容に相当する場合は、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるとする規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第15 議案第77号 潟上市職員等の旅費に関する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第15、議案第77号 潟上市職員等の旅費に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第77号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第77号 潟上市職員等の旅費に関する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、国家公務員等の旅費制度改正に鑑み、職員等に支給する旅費の種目及び内容を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、鉄道賃の急行料金の距離制限を撤廃すること、現行の宿泊料を宿泊費に改め、定額支給から都道府県及び国別に上限付きの実費支給とすること、パック旅行に要する費用として包括宿泊費を新設すること、現行の日当を宿泊手当に改め、宿泊を伴う場合のみ1泊につき定額で支給することとあります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第16 議案第78号 潟上市公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第16、議案第78号 潟上市公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第78号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の13ページをお開き願います。

議案第78号 潟上市公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、国家公務員等の旅費制度改正に鑑み、公聴会、調査等に出頭又は参

加した者等に支給する費用弁償等の種目及び内容を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、公聴会、調査等に出頭又は参加した者に支給する費用弁償について、一般職の職員の旅費の例に準じて支給することと、特別職の職員で常勤のものの旅費を一般職の職員及び国家公務員指定職職員等に準拠して支給することとするものでございます。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

ここでトイレ休憩のため、10分間の暫時休憩を行います。開始は11時10分からお願いいたします。

午前11時00分　休憩

.....

午前11時11分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

【日程第17　議案第79号　火葬場に係る事務の委託について　及び　日程第18　議案第80号　火葬場に係る事務の委託について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第17、議案第79号　火葬場に係る事務の委託について及び日程第18、議案第80号　火葬場に係る事務の委託についてを一括議題とします。

議案第79号、議案第80号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　それでは、説明資料の14ページをお開き願います。

議案第79号及び第80号　火葬場に係る事務の委託については、関連がありますので一括でご説明いたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、規約を定め、湖東地区斎場における八郎潟町及び井川町の火葬場に係る事務を受託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議

会の議決を求めるものでございます。

主な内容でございますが、委託事務の管理及び執行の方法については、潟上市の条例及び規約の定めるところによるものとし、委託事務に要する経費は、潟上市長と八郎潟町長及び井川町長が協議して定めた額を、両町が毎年度、本市に納付することなどを規約で定めるものでございます。

なお、この事務の委託に関する規約は、令和8年4月1日から施行するもので、八郎潟町と井川町の議会でそれぞれ議決後、県知事へ届出を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男）　経費の負担についてお聞きしますけれども、これ協議して決めるというふうになっていますが、そうすると、これ協議した段階でまた議会の方にお知らせするのか、大体の目安というのはどのように考えてるのか、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまの質問についてご説明いたします。

予算につきましては、当初予算計上前に潟上市と両町2町と協議を行います。こちらの方から金額を示し、それに応じた割合についてお示しをし協議をすることになります。

なお、議員の皆様には予算書及び決算書の中で金額を示すことになります。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男）　八郎潟町も井川町も経費を負担するというふうなことで、まあ私聞きましたが、大体の目安というのはどのように考えているのか、そこら辺までは協議したものです。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

負担割合については、両町と協議をしております。この議案が通りましたら、その後、覚書にて締結する予定としております。

なお、負担割合については、基本額を2割、利用割を8割としております。そうした場合、本市の負担割合は約67パーセント、八郎潟町と井川町は16.5パーセントとなる

見込みでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

次に、議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第19 議案第81号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第19、議案第81号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてを議題とします。

議案第81号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の16ページをお開き願います。

令和7年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

補正前の額199億5,386万4,000円に補正額1億6,478万1,000円を追加し、補正後の額を201億1,864万5,000円とするものでございます。前年度12月補正後の予算との対比は、24億6,873万9,000円、14.0パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が1,364万9,000円、一般財源が1億5,113万2,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

補正予算の内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受けている市民の支援を行うため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を一部活用した事業を実施するものでございます。

1、物価高騰対策事業の（1）かたがみ給油クーポン配布事業1億5,509万6,000円は、原油価格・電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図り、消費を下支えするため、市内全世帯1万4,500世帯へ1万円分の給油クーポンを配

布するものでございます。

(2) 学校給食費負担軽減事業968万5,000円は、食料品の価格高騰に伴う市立小・中学校の児童・生徒の保護者負担の軽減を図るため、給食費値上がり分について補助するものでございます。

このほか、繰越明許費の補正1件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） かたがみ給油クーポン配布事業について伺いますけれども、この事業については非常に市民の方が喜んでおります。それで、対象となるのが市内1万4,500世帯とすれば、施設に入所してる方も1世帯というふうなことになりますけれども、1人ね。そこら辺はどうなりますか。

○議長（佐藤敏雄） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） ただいまのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、物価高騰の影響を受けている世帯への負担軽減、こういったものを目的としております。そうする観点から、利用されているその施設、こちらの物価高騰対策については別の事業として行ってることから、世帯全員がその施設に入所されてる世帯は対象外となります。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今ちょっと、施設に全員が世帯で入ってる世帯は対象外というふうなことです。のようですけれども、じゃあ家族がうちに、自宅でいて、おじいちゃんでもおばあちゃんでも施設に入ってる場合は、その入っているおじいちゃん、おばあちゃんのところへも配布なるのか、そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） ただいまのご質問にお答えいたします。

私ちょっと説明があれでしたけれども、世帯の、まあ1人世帯、それから2人世帯でも、その世帯が施設に入所してる場合について、その世帯は対象となりませんが、例えば5人の家族のうち1人が入所されてるような世帯については、世帯主に対してクーポンを配布いたします。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

【日程第20 議案第82号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について から 日程第25 議案第87号 令和7年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第20、議案第82号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についてから日程第25、議案第87号 令和7年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第82号から議案第87号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の18ページをお開き願います。

議案第82号から議案第87号までの令和7年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計の12月補正予算（案）の大綱についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

1、一般会計は、補正前の額201億1,864万5,000円、補正額1,584万2,000円の追加で、補正後の額を201億3,448万7,000円とするものでございます。前年度12月補正後の予算との対比は、24億8,458万1,000円、14.1パーセント増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が8,281万1,000円の減額、一般財源が9,865万3,000円の増額で、内訳は記載のとおりでございます。

次の19ページをお願いいたします。

2、特別会計の補正額は、（1）国民健康保険事業187万7,000円、（2）後期高齢

者医療1,845万6,000円、（３）介護保険事業1,511万7,000円でございます。

３、公営企業会計の補正額は、（１）水道事業719万4,000円、（２）下水道事業123万2,000円でございます。

次の20ページをお願いします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

重点施策「進化する潟上」の創造、３つの力に基づく事業、給与改定に伴う人件費の補正等について計上するものでございます。

それでは、主な事業についてご説明いたします。

Ⅰ、「進化する潟上」の創造、３つの力に基づく事業。

１、「稼げる力」の創造の（１）鳥獣被害対策事業449万8,000円は、10月以降、連日のようにクマが出没し、出動している鳥獣被害対策実施隊員の負担が増大しているため、報酬を増額するものでございます。

２、「支える力」の創造の（１）障害者自立支援給付事業4,838万6,000円は、障害福祉サービス利用料や利用延人数の増加に対応するため、事業費を増額するものでございます。

（２）障害児通所給付事業2,450万9,000円は、放課後等デイサービス及び児童発達支援の利用延人数等の増加に対応するため、事業費を増額するものでございます。

（３）福祉医療給付事業2,351万円は、こども医療費分の増加に対応するため、事業費を増額するものでございます。

（４）乳児等通園支援事業21万2,000円は、児童福祉法の一部改正により創設された乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度、これを令和８年４月から実施するため、必要な備品を購入するものでございます。

次の21ページをお願いします。

（５）子どものための教育・保育給付事業7,251万円は、潟上市立施設以外の施設の利用児童数の増加に対応するため、事業費を増額するものでございます。

Ⅱ、その他の（１）給与改定等に伴う人件費補正は7,522万5,000円で、会計ごとの内訳は記載のとおりでございます。

（２）入出金機オンラインシステム業務委託25万1,000円は、秋田銀行派出窓口の業務廃止に伴う会計業務の停滞を防止するため、入出金機を導入するものでございます。

（３）火葬場使用助成事業163万8,000円は、火葬場使用助成金の申請件数の増加に

対応するため、事業費を増額するものでございます。

（４）廃棄物処理広域化事業208万6,000円は、ごみ処理の広域化・集約化のため、循環型社会形成推進地域計画の策定に伴う経費を構成市町村で負担するものでございます。

次の22ページをお願いします。

（５）消防広域化事業1,447万6,000円は、男鹿潟上南秋消防組合が令和８年１月１日に設立される予定のため、令和７年度に要する費用を負担するものでございます。

このほか、継続費の補正１件、債務負担行為の補正２件、地方債の補正４件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これで大綱説明を終わります。

【日程第２６ 予算特別委員会の設置について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第26、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第82号から議案第87号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号から議案第87号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第２７ 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第27、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長には16番伊勢潤議員、副委員長には12番石井和人議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会は12月10日及び18日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、12月10日から15日までに詳細審査することといたしますので、ご報告いたします。

【日程第28 陳情第10号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書 から 日程第31 陳情第14号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情】

○議長（佐藤敏雄） 日程第28、陳情第10号から日程第31、陳情第14号までを一括議題とします。

陳情第10号から陳情第14号までについては、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号から陳情第14号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12月8日月曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

皆様、本日はご苦労さまでした。

午前11時33分 散会